

## 理事の職務権限規程

### 一般社団法人 回復支援の会

#### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人回復支援の会（以下、「当法人」という。）における、理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めると当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

#### (理事)

第3条 理事は、社員総会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

#### (代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりである。

- (1) 当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 社員総会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に3カ月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行の状況を社員総会にて報告する。

#### (細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、社員総会の決議により別に定めることができる。

#### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

#### 附則

この規程は、令和5年1月26日から施行する。

別表 理事の職務権限と役割

項目	決裁者
	代表理事
事業計画・予算案作成	統括
事業報告・決算案作成	統括
対外協力・地域連携	企画・統括
事業開発	統括
広報	事業全体の広報
法人業務	統括
総会・理事会	招集・議事
財務計画・資金管理・会計	立案・決済
契約締結	30万円以上決裁
会員・会費関係	事務局を指揮
人事・給与制度・事務局管理	執行
外部への文書発信	事務局を指揮